

前回定例会以降の行政の動き

平成 26 年 12 月 3 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

11 月 13 日、柏崎市、刈羽村とともに、月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ・ 5 号機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 | 現場確認 |
| ・ 6 号機 非常用ディーゼル発電機 (C)、6, 7 号機高所発電機 | 現場確認 |

2 原子力防災訓練

11 月 11 日、平成 26 年度原子力防災訓練を実施しました。(詳細は別紙資料参照)

3 事故時における高線量下での作業について必要な対応を要請しました。

11月20日、技術委員会における福島第一原子力発電所事故の検証を踏まえて、県として「高線量下の作業」に関する提言をとりまとめたので、原子力規制委員会に対し必要な対策を行うよう要請しました。(詳細は別紙資料参照)

4 その他

11月14日：「発電所トラブル等内部情報受付窓口」に寄せられた情報について、東京電力から報告がありましたので公表しました。別紙参照

11月19日：報道発表 [原子力規制委員会に対し、事故時における高線量下での作業について必要な対応を要請します。] 別紙参照

11月20日：報道発表 [原子力規制委員会に対し、事故時における高線量下での作業について必要な対応を要請しました。] 添付省略

11月22日：報道発表 [本日22時08分頃に発生した地震により柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません。] 別紙参照

原子力規制委員会に対し、事故時における高線量下での
作業について必要な対応を要請します。

「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」における福島第一原子力発電所事故の検証を踏まえて、県として「高線量下の作業」に関する提言をとりまとめたので、原子力規制委員会に対し必要な対策を行うよう要請します。

なお、11日に実施した原子力防災訓練において、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針等の問題点が明らかになったため、その問題点に関し、知事と原子力規制委員会委員長が面談し認識を共有する機会を持つよう併せて要請します。

記

- 1 日 時 平成26年11月20日（木）15時00分から
- 2 場 所 原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9番9号）
- 3 報告者 新潟県危機管理監 坂井康一（さかいこういち）
- 4 対応者 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課長
原子力規制企画課長
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官 他

5 取材について

要請時の取材はできません。要請終了後、県危機管理監が原子力規制庁5階非常駐スペースでぶら下がり取材に応じます。

原子力規制庁受付で入構手続きのうえ、非常駐スペースにおいで下さい。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
(直通)025-282-1690 (内線)6450

(案)

平成26年11月20日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一 様

新潟県知事 泉田 裕彦

事故時における高線量下での作業について

新潟県では、「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」における福島第一原子力発電所事故の検証の中で、課題の1つとして、「高線量下の作業」について検証を進めてきました。

その中で、「高線量下の作業」について、多くの具体的な課題が指摘されており、国において責任ある御対応をお願いしたいと考えております。

原子力規制委員会においては、原子力事故が発生した場合の緊急作業時における放射線業務従事者の被ばく線量限度に関し、検討を進めておられることと承知しておりますが、下記の課題についても、実効性のある対策を速やかに構築するとともに、政府及び関係機関へも必要な対応を求めるよう、要請いたします。

1. 事故直後の状況において、100mSv以上の作業を許容したことが有効であったことを踏まえ、法律に規定する緊急作業に係る線量限度の引き上げを検討するとともに、線量限度を絶対的なものとするのか、目標値とするのか、取り扱いを検討して下さい。
2. 民間運送事業者による福島第一原子力発電所への資機材の直接輸送ができなかったことなど、発電所内への輸送に支障が生じた事実を踏まえて、防災関係者も含めた線量管理方法等の対応策を検討して下さい。

3. シビアアクシデント発生時における作業では、極めて高い放射線量や高温などで立ち入ることが不可能な箇所があったことから、事業者がそういった場所を事前に把握したうえで、遠隔操作等で対応するよう設備や体制の整備を義務づけて下さい。
4. 作業員の安全を確保するためにも、緊急時においても作業現場の放射線量を確実に把握するよう、モニタリング機器や体制の整備を事業者にも義務づけて下さい。
5. 津波などの影響で線量計が足りなくなったことや、マスクなどの防護資機材が不足したことを踏まえ、事業者が必要数や配置場所などを検討し、対策を確実に行うよう義務づけて下さい。
6. 緊急的に事故対応に従事することになった作業者については、短時間で不十分な放射線教育しかできなかったことから、事故対応に関わる可能性がある者に対し、平時から緊急時作業用の放射線教育を実施することを事業者にも義務づけて下さい。
7. 福島第一原子力発電所内にあったホールボディカウンター4台が全て汚染により使用不可能になり、内部被ばくの管理に支障を生じたことから、発電所外の機器設置も含めて、作業者の内部被ばくの管理体制を整備するよう事業者にも義務づけて下さい。
8. 緊急時において線量限度を超える高線量下での事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、自衛隊の通常任務に事故対応を追加するなど現場対応が出来る部隊を国の指揮下に設置することを検討して下さい。
9. 事故時には、住民避難やインフラ復旧作業等に対応する事業者や自治体職員等が、発電所敷地外の線量が上昇する地域において業務に従事することが想定されることから、管理区域の定められていない場所においても、将来にわたって健康に影響を及ぼさないよう被ばく線量限度を定めるなど法整備を行うとともに、この場合の指揮、責任、賠償等について検討して下さい。

「原子力発電所内部情報受付窓口」への通報内容と調査結果

処理番号	H26-1	受付	H26. 8. 11	調査依頼	H26. 9. 11	報告受領	H26. 10. 21
通 報 内 容 (H 2 6 - 1)							
発生等日時	平成 19 年 7 月 16 日	発生等場所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機主排気筒				
<p>○ 中越沖地震の際、東京電力は、7号機主排気筒から放射性的ヨウ素及び粒子状物質が放出されたと公表している。</p> <p>○ この時、7号機主排気筒の放射線モニタの指示値が上昇しているが、東京電力は「単発的・継続性なし」と評価し、「有意な変化はありません」と公表している。</p> <p>○ 主排気筒の放射線モニタでは希ガスを測定しており、東京電力は希ガスの放出を隠蔽している。</p> <p>○ このような隠蔽体質の東京電力に、原子炉の運転を任せても良いのか。</p>							

調 査 内 容
<p>○ 「7号機主排気筒からの放射性ヨウ素及び粒子状物質の放出に関する公表について」</p> <p>7号機主排気筒からのヨウ素等の放出に対する測定結果については、同年7月17日、19日、20日、21日、22日、23日、24日において公表しております。</p> <p>地震発生に鑑み実施した平成19年7月17日の主排気筒のフィルタ測定において、7号機より放射性ヨウ素（ヨウ素131、ヨウ素133、ヨウ素135）および粒子状放射性物質（クロム51、コバルト60）が検出されております。また、同年7月18日の測定においても、放射性ヨウ素（ヨウ素131、ヨウ素133）が検出されております。</p> <p>この原因は、原子炉の自動停止後の操作過程において、タービンランド蒸気排風機の停止操作が遅れたため、復水器内に滞留していたヨウ素と粒子状放射性物質がタービンランド蒸気排風機により吸引され、排気筒を経て放出されたことによるものです。</p> <p>その後、同年7月19日から7月23日までの期間、毎日の測定において、放射性物質は検出されませんでした。</p> <p>なお、7号機主排気筒より放出された放射エネルギーについて評価した結果、放射性ヨウ素は約4×10^8Bq、粒子状放射性物質は約2×10^6Bqでした。</p> <p>放出された放射エネルギーから計算した一般公衆の受ける線量についても、放射性ヨウ素が約2×10^{-7}mSv、粒子状放射性物質が約7×10^{-10}mSvでしたが、一般公衆の線量限度（1mSv）や自然界から1年間に受ける放射線量（2.4mSv）よりも十分に低い値でした。</p> <p>○ 「放射線モニタの指示値に関する公表について」</p> <p>7号機主排気筒放射線モニタの指示値については、平成19年7月17日、19日に、主排気筒のフィルタ測定に関する内容をお知らせした際に、「排気筒放射線モニタ」のチャートにおいて若干の指示値の上昇は</p>

見られましたが、原子炉で発生する希ガスの処理を行う気体廃棄物処理系除湿冷却器出口の放射線モニタの指示値は十分低下しており、プラント停止後の高感度オフガスモニタの指示値は運転時と同様、低い値であったことから、有意な変化がないことを公表しております。

なお、希ガスの主たる発生源である燃料棒については、原子炉水の放射能測定データに有意な変化がなかったことから、放射性物質の漏えいがないことを平成19年7月19日にあわせて公表しております。

また、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17」および「電気関係報告規則第3条」にもとづく報告の一環として、地震発生当時のプラント状況を示す主要なデータについて取り纏め、同年8月10日に経済産業大臣へ提出しており、本報告には、「排気筒放射線モニタ」のチャートも含まれています。

7号機主排気筒において、希ガスは検出限界値以下であり、希ガスの放出は無いと評価しております。

<希ガスの放出は無いと評価した理由>

希ガスの測定では、国が定めた指針^{*}に準じ排気筒モニタにより監視をし、放出の有無は同モニタ指示の有意な上昇の有無により判断しています。

また、モニタ指示の有意な上昇については、放射線計数の統計的な変動や測定系の周囲条件の変動等を考慮した管理値を設け、2系統あるモニタ指示が同時にかつ継続的に管理値を超えた場合としております。

上記について、発電所周辺放射線監視用データ収集・処理装置（以下、「環境ミニコン」）ならびに社内の管理要領に反映し、管理をできております。

平成19年7月16日のデータについて、平成19年7月16日から17日にかけて地震の影響により環境ミニコンによるデータ収集が中断したため、平成19年7月23日にデータを収集し詳細な解析を行いました。

その結果、2系統あるモニタ指示が同時に管理値を超える記録が確認されましたが、単発的に2回確認されたのみで継続しない状況にあり、有意な上昇ではないと判断し、手順に従い、平成19年7月24日に「希ガス放出無し」としております。

さらに、7号機主排気筒からは、ヨウ素および粒子状放射性物質の放出が継続していたことが確認されていたことも踏まえ、単発的に管理値を超えた事象は、希ガス放出以外の変動要因によるものと考えました。

※発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（平成13年3月29日、原子力安全委員会一部改訂）

○「希ガスの放出を隠蔽について」

平成19年8月8日、安全協定に基づく自治体（新潟県、柏崎市、刈羽村）の月例確認が行われており、主排気筒放射線モニタの指示値上昇に関する評価については、「単発的・継続性なし」で「有意な変化はありません」と、説明しており、隠蔽した事実はありません。

なお、平成19年7月17日、19日に、主排気筒放射線モニタの指示値に有意な変化がないことを公表した後の取り組みとして、平成19年7月23日に詳細な解析を行い、平成19年7月24日に「希ガス放出無し」と判断したことについては、公表しておりませんでした。

○「今後の取り組み」

放射性物質の放出に対する測定結果の公表におきましては、社会的な関心を踏まえ、2系統ある放射線モニタの指示値が同時に管理値を超えるような変化を確認した場合には、たとえ単発的な発生であってもまずは事象の発生をお知らせしたうえで、その後、希ガス放出によるものか或いは、それ以外の要因によるものかをプラントの運転状態を勘案して事実関係を整理し、評価や判断の根拠等について、あらためて社会の皆さまに丁寧にご説明するよう改善いたします。

とりわけプラントが自動停止した場合等のイレギュラーな状況においては、広く社会の皆さまへご心配をお掛けしていることに鑑み、上記のような社会的関心のある事象が発生した際には、各段階（事象の発生、原因調査の結果、再発防止対策の方針等）について分かりやすくお伝えするように継続して努めてまいります。

平成26年11月22日
22時35分
防災局原子力安全対策課

**本日22時08分頃に発生した地震により
柏崎刈羽原子力発電所に異常は確認されていません**

本日22時08分頃に発生した地震により、柏崎市で震度4の震度が観測されましたが、柏崎刈羽原子力発電所において、現在、異常は確認されていません。

柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中です。

県が実施している放射線モニタリング観測でも、異常な値は検出されていません。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

(直通) 025-282-1690 (内線) 6451

「地域の会」委員質問への回答

1 質 問

(地質調査に関する質問)

東京電力に中間報告を求める必要はないのか。

(安田層の堆積年代の根拠となった火山灰に関する質問)

東電見解の「大湊砂宇層上にNGが存在する」との事実確認をどうするのか。
確認不要ならその理由は何か。

2 回 答

断層調査については、原子力規制委員会が責任を持って対応すべきことであり、まずはその調査を見守りたいと考えております。

原子力規制委員会の対応に疑問が残る場合には、県の安全管理に関する技術委員会で議論していただくなど、改めて県として対応してまいります。

平成 26 年度原子力防災訓練の実施結果について

国の原子力災害対策指針等の見直しを踏まえ、県、柏崎市、刈羽村及び関係周辺市町で修正や策定を行った地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民の皆さまの協力を得て、国、市町村、原子力事業者等と共同して原子力防災訓練を実施しました。

1 日時

平成 26 年 11 月 11 日（火） 8 時 30 分～16 時 30 分

2 会場

県庁、柏崎市役所、刈羽村役場、柏崎刈羽原子力防災センター、神林総合体育館（村上市）
他

3 参加機関

新潟県、柏崎市・刈羽村ほか県内市町村、内閣府、原子力規制庁、国土交通省北陸地方整備局、自衛隊、第九管区海上保安本部、新潟地方气象台、新潟県警察本部、消防機関、東京電力(株)、等 88 機関

4 参加者数

約 1,500 人

5 訓練想定

東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所 7 号機において、定格熱出力一定運転中、柏崎刈羽地域で震度 6 強を観測する地震が発生し、原子炉が自動停止した。その後、震度 6 弱の余震が発生し、全交流電源喪失に加え原子炉内への全給水機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

事故の進展に応じ、県、柏崎市、刈羽村及び県内市町村並びに関係機関は、国と共同して、地域防災計画に基づく諸対策を実施する。

6 訓練種目及び内容

No	訓練種目名	訓練内容
1	緊急時通信連絡訓練	異常事象等の通報、関係機関間の通信連絡及び受信状況確認、スマートテレキャスター・UAVを使用した画像伝送、国・関係市村とのTV会議の実施
2	災害対策本部等設置・運営訓練	国、県及び関係市町村の自然災害対策本部及び原子力災害対策本部(現地本部を含む)の設置・運営、各種対策の検討等
3	柏崎刈羽原子力防災センター設置運営訓練	国・県・関係機関の要員による、住民の避難・屋内退避等に関する現地での情報収集や調整活動の実施
4	緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリングの実施、結果の解析及び評価等
5	住民等に対する広報訓練	防災行政無線、広報車、AM・FMラジオ、防災ツイッター、緊急速報メール等による住民・一時滞在者等への情報伝達等
6	住民避難・屋内退避(誘導)訓練	住民等の避難・屋内退避及び関係機関の連携による避難誘導、屋内退避の広報、避難所の開設、運営等
7	要支援者の防護対策訓練	施設入所者の放射線防護対策施設における屋内退避
8	緊急被ばく医療訓練	救護所の開設、避難者に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤の服用指示、汚染傷病者の救急搬送等
9	警戒警備・交通規制訓練	警察車両による避難車両の先導・交通誘導、緊急事態応急対策実施区域等における警戒警備、立入制限、交通規制等
10	海上警戒警備・交通規制等訓練	第九管区海上保安本部の巡視船による発電所周辺海域の船舶及び海岸残留者等に対する警戒海域の通報、周辺海域の警戒警備や、海上における交通規制及び侵入制限
11	自衛隊緊急派遣訓練	要員派遣、避難住民の避難支援
12	関係周辺市町における各種訓練	関係機関間の通信連絡、災害対策本部の設置・招集、避難訓練等

※県、国、市町村等による状況判断、会議運営、対策実施の訓練は、参加者へのシナリオ開示を制限し、参加者が収集した情報等に基づき進行するブラインド訓練としました。

7 訓練の検証

現在、住民の皆さま及び関係機関からのアンケート等を踏まえ検証を行っています。

- ・自然災害と原子力災害に対応できる法体系の一本化
- ・高線量下での民間土木業者や地方公務員を含む防災活動従事者等の法的位置付け
- ・避難指示等のためのSPEEDIの活用
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用

などが課題として挙げられますが、今後、検証結果がまとまり次第、改めてお知らせします。